

北海道エゾシカ対策推進条例施行規則（平成26年北海道規則第31号）

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年北海道条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本計画及び施策の実施状況の公表）

第2条 条例第6条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）及び第9項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（捕獲等目標数の設定）

第3条 条例第7条に規定する捕獲等目標数（以下この条において「捕獲等目標数」という。）に係る地域の区分は、総合振興局又は振興局の所管区域（市の区域を含む。第5条第2項及び第9条において同じ。）の区分とし、捕獲等目標数は、狩猟に係る目標数と許可捕獲（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受けてエゾシカの捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をすることをいう。）に係る目標数とに区分して定めるものとする。

2 知事は、各地域の捕獲等目標数を定めたときは、当該捕獲等目標数及びその基本的な考え方をエゾシカ捕獲推進プランとして公表するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

（一斉捕獲推進期間）

第4条 条例第8条第4項の一斉捕獲推進期間は、各年度の2月1日から3月31日までの期間内で設定するものとする。

（緊急対策期間及び特定重点対策地域）

第5条 条例第9条第1項の緊急対策期間は、3年を超えない範囲内で設定するものとする。

2 条例第9条第2項の特定重点対策地域は、1又は2以上の総合振興局又は振興局の所管区域を単位として指定するものとする。

（事故及び法令違反の防止に係る報告その他の協力）

第6条 知事は、条例第14条に規定する措置を講ずるため必要があると認めるときは、市町村又は関係団体等に対して、エゾシカの捕獲等に起因する事故及び法令違反の発生状況等についての報告その他の必要な協力を求めるものとする。

（特定鉛弾の所持の許可申請）

第7条 条例第18条第1項第2号の規定による許可を受けようとする者は、所持する特定鉛

弾の種類及び数量、特定鉛弾を所持する期間及び場所並びに所持する理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(特定鉛弾)

第8条 条例第18条第2項の規則で定める実包は、エゾシカの捕獲等に使用し得る猟銃用の実包であって、その弾丸部分が鉛成分を含む物質で組成されているもののうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

(1) 弾丸部分が鉛成分を含む物質（以下この号において「鉛物質」という。）の部分とその他の部分に区分され、鉛物質の部分の重量の弾丸部分の重量に対する割合が2分の1以下であり、かつ、着弾時に鉛物質が飛散しないように鉛物質の部分の表面積の2分の1以上が鉛成分を含まない金属で覆われている構造になっているライフル実包

(2) 粒径が7ミリメートル未満の散弾の実包

(地域協議会)

第9条 条例第19条第2項の規定により地域協議会を置く場合においては、1又は2以上の総合振興局又は振興局の所管区域を単位とするものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、同年10月1日から施行する。